

みよし市学校教育課「こどもの相談員・心の教室相談員」募集案内

1 応募資格

以下の全ての条件を満たす人

- ・小中学生とのコミュニケーションを大切にし、円滑な人間関係を築くことができる人
- ・こどもの相談活動の経験があり、教職員と連携して意欲的に取り組める人

2 主な業務内容

- ・児童生徒を対象とした相談活動
- ・保護者から相談の依頼があれば相談活動を行い、関係者と連携して問題解決に向けて協力する。
- ・その他、学校長が必要と認め、指示する業務

3 採用期間

令和8（2026）年9月1日から令和9（2027）年3月31日まで

4 勤務条件

（1）報酬等

「みよし市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則」に基づいて算定

- ・報酬：時給 1,353円～1,605円
- ・通勤費：通勤距離に応じて支給（自宅－勤務地間が2km以上の場合に限る）

（2）勤務日

平日及び学校行事のある土・日・祝日

（3）休日

土曜日、日曜日、祝日、学校長期休業中（夏休み・冬休み・春休み）

（4）勤務時間

- ・年間480時間（9月1日から採用の場合は312時間）とし、採用決定後、配属校ごとに勤務スケジュールを決定
- ・おおむね午前8時30分から午後4時30分までの間で1日3～5時間程度
※勤務校や勤務日により、勤務時間や勤務開始終了時間は異なります。
※勤務校の時間割等により、週当たりの勤務日数等が変動します。

（5）休暇

「みよし市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則」による
（年次有給休暇・それ以外の休暇（忌引・病気休暇・子（未就学児）の看護休暇等））

<裏面あり>

(6) 社会保険・雇用保険

いずれも非加入

(7) 勤務地

市内小中学校

※ただし、勤務校は選べません。また、自分の子などの親族の就学校は除きます。

(8) その他

・年に2回程度、研修会に勤務として参加していただきます。

5 特記事項

・こどもに接する現場の職種を希望される方は、令和8（2026）年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための設置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、こどもと接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

みよし市教育委員会 学校教育課
〒470-0295 みよし市三好町小坂 50 番地
電話：0561-32-8026（直通）